

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
別 紙				別 紙			
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱				社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金			
1 (略)				1 (略)			
2 (略)				2 (略)			
(交付の対象)				(交付の対象)			
3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。				3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。			
<p style="text-align: center;">次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p>				<p style="text-align: center;">次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p>			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア～ソ (略)	(略)	(略)	(略)	(1) 老人福祉施設等 ア～ソ (略)	(略)	(略)	(略)
タ 介護老人保健施設 (併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	(略)	(略)	<u>1 / 2</u>	タ 介護老人保健施設 (併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	(略)	(略)	<u>1 / 3</u>

チ 介護医療院 (併設される通 所リハビリテ ーション事業実施 部分を含む)	(略)	(略)	<u>1/2</u>
テ～ネ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)

チ 介護医療院 (併設される通 所リハビリテ ーション事業実施 部分を含む)	(略)	(略)	<u>1/3</u>
テ～ネ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(3) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (略)

ア (略)

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥ 補助率	⑦ 国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥ 補助率	⑦ 国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

シ 在宅 介護支 援セン ター	(略)	(ア)～ (イ) (略) <u>(ウ)医 療法人</u>	(略) <u>予算措 置</u>	(略) <u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市</u>	(略) <u>3/4</u>	(略) <u>2/3</u>	シ 在宅 介護支 援セン ター	(略)	(ア)～ (イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>(エ)その 他厚生 労働大 臣が認 めた者</u>	<u>予算措 置</u>	<u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>							
ス 認知 症高齢 者グル ープホ ーム	(略)	(ア)～ (イ) (略) <u>(ウ)民 間法人</u>	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	ス 認知 症高齢 者グル ープホ ーム	(略)	(ア)～ (イ) (略) <u>(ウ)民間 法人(た だし 4 (2)エに 該当す る者は 除く。)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

セ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	セ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
リ生活 支援ハ ウス	(略)	(ア)～ (イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	リ生活 支援ハ ウス	(略)	(ア)～ (イ)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>(ウ)医療法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>							
		<u>(エ)その他厚生 労働大臣が認 めた者</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>							
<u>カ介護 老人保 健施設 (併設 される 通所リ ハビリ テーシ ョン事 業実施 部分を 含む)</u>	<u>介護保 険法第 94条第 1項(介 護保険 法第41 条第1 項、及び</u>	<u>(ア)市 町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府 県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>							
		<u>(イ)社会 福祉法 人</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>							

<u>介護医療院（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）</u>	<u>同法第72条1項）</u>	<u>(ウ)医療法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>核市</u> <u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>															
		<u>(エ)その他厚生労働大臣が認めた者</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>															
		<u>(ア)市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>															
		<u>(イ)社会福祉法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>															
		<u>(ウ)医療</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>															

		<u>法人</u>	<u>置</u>	<u>県又は 指定都 市若し くは中 核市</u>														
		<u>(エ)その他厚生 労働大臣が認 めた者</u>	<u>予算措 置</u>	<u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>												
<u>ツ 訪問 看護ス テーシ ョン</u>	<u>介護保 険法第 70条第 1項</u>	<u>(ア)市町 村</u>	<u>予算措 置</u>	<u>都道府 県</u>	<u>二</u>	<u>1/3</u>												
		<u>(イ)社会 福祉法 人</u>	<u>予算措 置</u>	<u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市</u>	<u>二</u>	<u>1/3</u>												
		<u>(ウ)医療 法人</u>	<u>予算措 置</u>	<u>都道府 県又は 指定都 市若し くは中</u>	<u>二</u>	<u>1/3</u>												

		(エ)非常 利法人	予算措 置	核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	二	1/3							
㉔ 小規 模多機 能型居 宅介護 事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	㉔ 小規 模多機 能型居 宅介護 事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
㉕ 夜間 対応型 訪問看 護ステ ーション	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	㉕ 夜間 対応型 訪問看 護ステ ーション	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
㉖ 介護 予防拠 点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	㉖ 介護 予防拠 点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
㉗ 地域 包括支 援セン ター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	㉗ 地域 包括支 援セン ター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
㉘ 定期 巡回・ 随時対	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	㉘ 定期 巡回・ 随時対	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

応型訪問看護事業所						
ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

ウ (略)

(2) (削除)

応型訪問看護事業所						
ナ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ウ (略)

(2) 次の表の①に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

<u>①施設の種類</u>	<u>②設置根拠等</u>	<u>③設置者</u>	<u>④補助根拠等</u>	<u>⑤補助者</u>	<u>⑥補助率及び国庫補助率</u>
<u>老人福祉施設等</u>					
<u>ア 生活支援ハウ</u>	<u>平成12年9月27日</u>	<u>(ア)市町村(指定</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>1/2</u>

	ス（通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設に併設又は隣接している場合に限る。）	老 発 第 655 号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
			(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
			(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
	イ 介護	介護保険	(ア) 市町	予算措置	都道府県	1 / 3

	<u>老人保健施設</u> <u>(併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)</u>	<u>法第94条</u> <u>第1項</u> <u>(介護保険法第41条第1項、及び同法第72条1項)</u>	<u>村</u> <u>(イ) 社会福祉法人</u> <u>(ウ) 医療法人</u> <u>(エ) その他厚生労働大臣が認めた者</u>	<u>予算措置</u> <u>予算措置</u> <u>予算措置</u>	<u>都道府県</u> <u>又は指定都市若しくは中核市</u> <u>都道府県</u> <u>又は指定都市若しくは中核市</u> <u>都道府県</u> <u>又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>1/3</u> <u>1/3</u> <u>1/3</u>
	<u>介護医療院</u> <u>(併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)</u>	<u>介護保険法第107条第1項</u> <u>(介護保険法第41条第1項、及び</u>	<u>(ア) 市町村</u> <u>(イ) 社会福祉法人</u>	<u>予算措置</u> <u>予算措置</u>	<u>都道府県</u> <u>都道府県</u> <u>又は指定都市若しくは中核</u>	<u>1/3</u> <u>1/3</u>

		<u>同法第 72 条 第 1 項)</u>	<u>(ウ) 医療法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>市</u> <u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>	<u>1 / 3</u>
			<u>(エ) その</u> <u>他厚生労</u> <u>働大臣が</u> <u>認めた者</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>	<u>1 / 3</u>
<u>エ 認知症</u> <u>高齢者グ</u> <u>ループホ</u> <u>ーム</u>	<u>老人福祉</u> <u>法第 14 条</u>	<u>医療法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>	<u>1 / 2</u>	
<u>オ 在宅介</u> <u>護支援セ</u> <u>ンター</u> <u>(介護老</u> <u>人保健施</u> <u>設、病院</u> <u>又は診療</u> <u>所に併設</u>	<u>老人福祉</u> <u>法第 15 条</u> <u>第 2 項</u>	<u>(ア) 市町</u> <u>村</u>	<u>老人福祉</u> <u>法第 24 条</u> <u>第 2 項</u>	<u>都道府県</u>	<u>1 / 2</u>	
		<u>(イ) 社会</u> <u>福祉法人</u>	<u>老人福祉</u> <u>法第 24 条</u> <u>第 2 項</u>	<u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u>	<u>1 / 2</u>	

	<u>している 場合に限 る。)</u>		<u>(ウ) 医療 法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>市</u> <u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>	<u>1/2</u>
			<u>(エ) その 他厚生労 働大臣が 認めた者</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>	<u>1/2</u>
	<u>カ 訪問 看護ステ ーション</u>	<u>介護保険 法第70条 第1項</u>	<u>(ア) 市町 村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>1/3</u>
			<u>(イ) 社会 福祉法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>	<u>1/3</u>
			<u>(ウ) 医療 法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u>	<u>1/3</u>

				市	
		(エ) 非営 利法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/3

5 (略)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。
なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) (略)
(2) 間接補助事業の場合

ア (削除)

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを

5 (略)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。
なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) (略)
(2) 間接補助事業の場合

ア 4の(1)の間接補助事業の場合

(ア) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) 4の(1)の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

(ウ) (ア)により選定された額と、(イ)により算出した額とを比較して少ない方の額に、4の(1)の表の

比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める国庫補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

イ (削除)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。

(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」

⑥欄に定める国庫補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

イ 4の(2)の間接補助事業の場合

(ア) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) 4の(2)の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額を算出する。

(ウ) (ア)により選定された額と、(イ)により算出した額とを比較していずれか低い方の額に第4の(2)の表の⑥欄に掲げる補助率を乗じて得た額と施設の種類の額ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。

(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」と

とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のウ中「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

表(略)

7～10(略)

別表(略)

別紙(略)

あるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のアのウ中「4の(1)表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

表(略)

7～10(略)

別表(略)

別紙(略)

